

平成 30 年度 福祉居住セミナー

主催：一般社団法人かながわ福祉居住推進機構

共催：公益社団法人かながわ福祉サービス振興会

後援：株式会社横浜銀行

認知症になったときも困らない

「家族信託」の制度をご存知ですか！

前回好評だったセミナーを再度開催します

認知症になるなどで判断能力が不十分になると、預金が引き出せない、自宅が売却できないなど、財産の取り扱いに制約が発生します。

このような判断能力が不十分な方を保護するための成年後見制度は、実際に判断能力が十分でないとい裁判所に認められないと利用できませんし、予め備えるための任意後見制度も、家庭裁判所による任意後見監督人の選任の手続きが必要ですし、継続的に一定の費用が発生します。

信託法に基づく「家族信託」の制度は、成年後見、任意後見の制度に比較して、手続き等が柔軟な面がある一方、身上監護は対象としていません。

認知症の方やご家族からの様々な相談を引き受けている皆さん。アドバイスで紹介できる制度の一つとして、「家族信託」について学びませんか？

今回のセミナーでは、「家族信託」の制度について、利用の実績のある専門家が解説します。

期 日	平成 3 1 年 3 月 1 5 日（金） 13:30～15:30 (13:00 受付開始)
会 場	公益社団法人かながわ福祉サービス振興会 セミナールーム (横浜市中区山下町 2 3 番地 日土地山下町ビル 9 階) ・みなとみらい線 日本大通り駅から徒歩 3 分 ・J R 線、市営地下鉄 関内駅から徒歩 1 1 分
テーマ	「家族信託」制度の概要と利用方法について 講師：司法書士法人トリニティグループ

◇ 対 象 高齢者・障がい者の相談・支援業務に従事する職員、福祉サービス事業関係者、その他関心のある方。

◇ 参 加 費 一人 3, 0 0 0 円 当日受付で申し受けます。

※ 次の団体の会員の方は 2, 0 0 0 円になります。「かながわ福祉サービス振興会」、「かながわ福祉居住推進機構」、「かながわ高齢者住まい連絡協議会」

◇ 申込方法 当機構のホームページのフォームから申込むか、申込用紙をダウンロードし、下記事務局に送付してください。 定員（3 5 名）になり次第締め切ります。

ホームページのアドレス <https://kanaju.org/>



問合先 231-0023 横浜市中区山下町 2 3 日土地山下町ビル 9 階
一般社団法人かながわ福祉居住推進機構 事務局
tel : 045 (264) 4784、fax : 045 (264) 4785